

第5章 教育・保育と子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保の内容

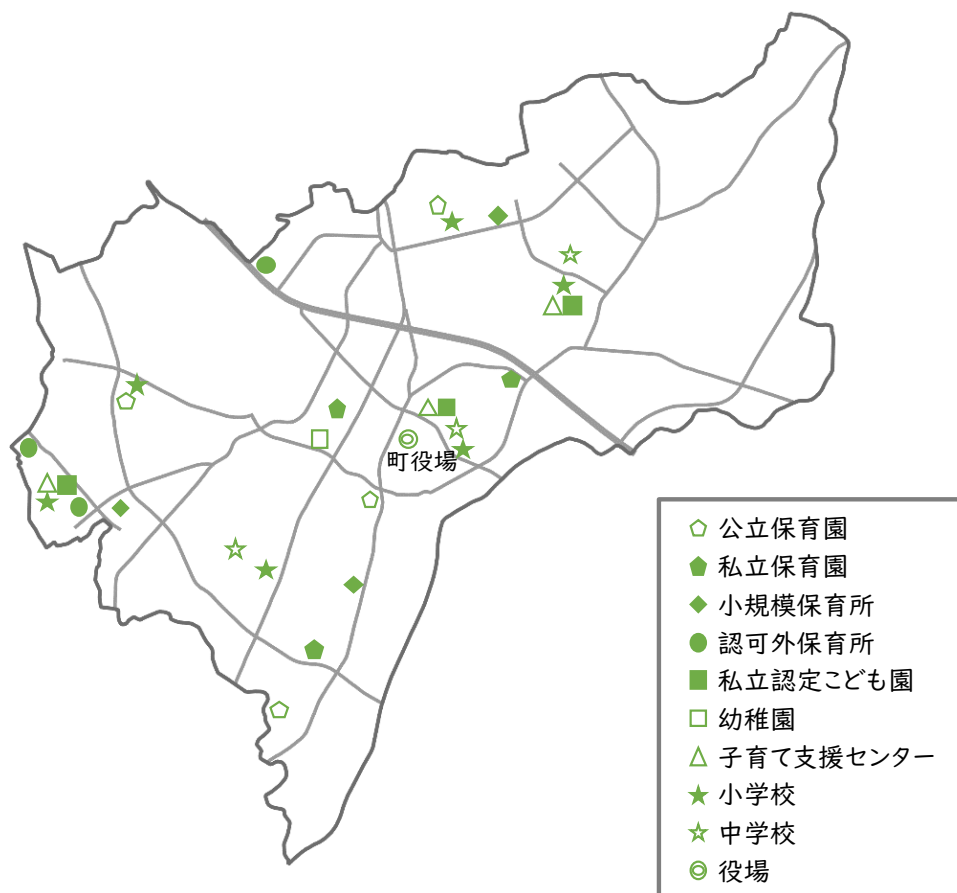
この章では、子ども・子育て支援法*第61条第1項第1号に規定する「教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策」及び同項第2号に規定する「教育・保育提供区域ごとの子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について記載しています。

1 教育・保育の提供区域設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。

本町においては、町域の広さや利用に当たっての需給調整を踏まえ、町全域を提供区域に設定します。

また、放課後児童健全育成事業については、小学校区単位での利用としていることから、小学校区を提供区域とします。



2 量の見込みの算出

(1) 量の見込みの算出

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を把握した上で、5年間の「教育・保育」と「子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその提供時期などを盛り込むこととされています。

本町においても、令和5年度に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、以下の事業について、量の見込みを算出しています。

量の見込みの対象となる事業

教育・保育の量の見込み

- ・教育事業
1号認定(幼稚園・認定こども園)
2号認定(幼稚園・認定こども園)
- ・保育事業
2号認定(保育園・認定こども園)
3号認定(保育園・認定こども園
:地域型保育事業)

※認定区分は「(2) 認定区分」を参照

子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート事業
- ・利用者支援事業
- ・地域子育て相談機関
- ・乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)
- ・養育支援訪問事業
- ・妊婦検診事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入を促進する事業

※児童福祉法改正による新事業

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

※子ども・子育て支援法改正による新事業

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ・産後ケア事業

(2) 認定区分

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者からの申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性に応じた「認定」を行う仕組みとなっています。

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり (教育ニーズあり)	保育の必要性あり (教育ニーズなし)	保育の必要性あり
利用 可能 施設	幼稚園				
	保育園				
	認定こども園*				
	地域型保育事業*				

(3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法*の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が給付されています。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります。

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ・保育園 ・認定こども園 ・幼稚園(子ども・子育て新制度移行の園) ■地域型保育給付 ・小規模保育*(利用定員:6人以上・19人以下) ・家庭的保育*(利用定員:5人以下) ・居宅訪問型保育* ・事業所内保育*	■施設等利用費 ・認定こども園(国立・公立大学法人立) ・幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ・特別支援学校 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設等 - 認可外保育施設 - 一時預かり事業 - 病児・病後児保育事業 - 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート事業)
現金給付	
■児童手当	

◆施設等利用給付認定

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があります。認定区分ごとの給付要件や給付に係る施設・事業は次のとおりです。

なお、改正から5年間が経過したことにより、令和6年10月以降、基準を満たさない認可外保育施設等は給付の対象外となっています。

認定区分	給付要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前こどもであって、2号認定こども・3号認定こども以外のもの
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	給付に係る施設・事業
1号認定	幼稚園、特別支援学校等
2号認定	認定こども園※、幼稚園、特別支援学校
3号認定	(満3歳児入園児は3号、年少児からは2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート事業 (2歳児までは3号、3歳児からは2号)

※令和6年10月以降は基準を満たさない認可外保育施設等は対象外

◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)			507	497	459	441	449
	1号認定		431	422	390	375	382
	2号認定		76	75	69	66	67
B 他市町村の子ども(人)			10	10	10	10	10
C 確保の内容(人)			522	522	537	537	537
町内	特定教育・ 保育施設	本町 182	本町 182	本町 197	本町 197	本町 197	
		他市 10	他市 10	他市 10	他市 10	他市 10	
	確認を受けない 幼稚園	本町 0	本町 0	本町 0	本町 0	本町 0	
		他市 0	他市 0	他市 0	他市 0	他市 0	
町外	特定教育・ 保育施設	100	100	100	100	100	
	確認を受け ない幼稚園	230	230	230	230	230	
C-(A+B)(人)			5	15	68	86	78

※各年の入園に係る人数

※近隣市との広域調整

町内利用(日進市(10))、町外利用(日進市(50)、豊明市(100)みよし市(180))

【確保の内容】

町内に幼稚園は1園、認定こども園[※]は3園あります(令和9年度に1園増えて4園になります)。町内の施設のみでは提供体制が確保されない状況にあり、近隣市との広域調整によって確保します。

(2) 保育事業【2号認定(3～5歳児)】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	638	625	577	556	565
B 確保の内容(人) (保育園)	842	842	845	845	845
B-A(人)	204	217	268	289	280

※各年の入園に係る人数

【確保の内容】

保育園は町内に13施設あり、3～5歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについてもほぼ横ばいで推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

なお、令和8年度から創設される満3歳以上限定小規模保育については、計画期間中の利用ニーズが見込まれないため、量の見込み及び確保の内容はありません。

(3) 保育事業【3号認定(0～2歳児)】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	385	399	428	443	456
B 確保の内容(人)	463	463	491	491	491
保育園	401	401	429	429	429
地域型保育事業※	62	62	62	62	62
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	78	64	63	48	35

※各年の入園に係る人数

【確保の内容】

保育園は町内に13施設あり、0～2歳児の待機児童はなく、今後の量の見込みについては増加傾向で推移するものの、現在の施設において必要な事業量は確保されます。

過去の3歳未満のこどもの数全体に対する保育の利用率から計画期間内の目標値について次のように設定し、確保の内容を定めています。

◆ 3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 3歳未満のこどものうち保育を利用するこどもの数(人)	385	399	428	443	456
B 3歳未満のこどもの数全体(人)	874	900	958	991	1,024
A/B(%)	44.1	44.3	44.7	44.7	44.5

◆ 年齢区分別の内訳

① 保育事業【3号認定（0歳児）】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	29	29	30	32	33
B 確保の内容(人)	90	90	93	93	93
保育園	69	69	72	72	72
地域型保育事業	21	21	21	21	21
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	61	61	63	61	60

※各年の入園に係る人数

② 保育事業【3号認定（1歳児）】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	178	206	210	218	225
B 確保の内容(人)	172	172	186	186	186
保育園	147	147	161	161	161
地域型保育事業	25	25	25	25	25
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	▲6	▲34	▲24	▲32	▲39

※各年の入園に係る人数

【確保の内容】

1歳児について、量の見込みに対して、確保の内容が不足していますが、0歳児及び2歳児において、確保の内容が量の見込みを上回っているため、各年における保育園の状況に応じて、その部分を活用し確保していきます。

③保育事業【3号認定（2歳児）】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	178	164	188	193	198
B 確保の内容(人)	201	201	212	212	212
保育園	185	185	196	196	196
地域型保育事業	16	16	16	16	16
認可外保育施設	0	0	0	0	0
B-A(人)	23	37	24	19	14

※各年の入園に係る人数

4 子ども子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の開設時間以外の時間（午後6時以降）に、保育園などにおいて保育を実施する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	249	249	246	246	252
B 確保の内容(人)	249	249	246	246	252
B-A(人)	0	0	0	0	0

※月平均利用人数

【確保の内容】

現状の運営で支障は無く、今後の量の見込みについても横ばい傾向で推移することから、時間外保育を実施する保育園で必要な事業量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	507	487	473	465	442
1年生	160	129	139	137	118
2年生	126	147	116	126	123
3年生	112	103	117	95	101
4年生	72	71	64	72	61
5年生	31	32	31	30	33
6年生	6	5	6	5	6
B 確保の内容(人)	450	450	450	450	450
B-A(人)	▲57	▲37	▲23	▲15	8

※各年の入所に係る人数

【確保の内容】

放課後児童クラブは、町内に6施設あり、全ての小学校区で実施しています。

確保の内容(利用定員)は450人で、量の見込みを下回っています。

しかしながら、登録していても毎日利用しない児童が多いことから、利用定員を超える申込みに対して、定員の範囲内で弾力的に受け入れ、対応します。

なお、確保しきれないニーズに対しては、校区を跨いで利用可能なクラブへの利用支援及び長期学校休業期間中における拠点施設の開設により対応していきます。

この対応を継続的な見直しのもと実施していくとともに、地域資源の活用、放課後子ども教室との連携等により、児童の放課後の居場所を確保します。

①東郷小学校区（中部児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	87	88	98	102	106
1年生	41	29	38	36	37
2年生	16	32	23	29	28
3年生	15	13	25	18	23
4年生	10	9	8	15	11
5年生	5	5	4	4	7
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容(人)	70	70	70	70	70
B-A(人)	▲17	▲18	▲28	▲32	▲36

②春木台小学校区（南部児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	66	63	59	59	54
1年生	21	19	17	19	15
2年生	16	16	14	13	14
3年生	12	13	12	11	10
4年生	9	10	10	10	9
5年生	8	5	6	6	6
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容(人)	70	70	70	70	70
B-A(人)	4	7	11	11	16

③諸輪小学校区（東部児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	68	65	59	56	52
1年生	17	16	13	15	10
2年生	15	17	15	12	15
3年生	20	14	16	15	12
4年生	11	11	8	9	9
5年生	4	6	6	4	5
6年生	1	1	1	1	1
B 確保の内容(人)	70	70	70	70	70
B-A(人)	2	5	11	14	18

④音貝小学校区（西部児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	75	72	65	65	54
1年生	23	17	15	19	10
2年生	19	22	17	15	18
3年生	19	16	18	14	12
4年生	9	13	10	12	9
5年生	4	3	4	4	4
6年生	1	1	1	1	1
B 確保の内容(人)	70	70	70	70	70
B-A(人)	▲5	▲2	5	5	16

⑤高嶺小学校区（北部児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	93	89	85	79	78
1年生	24	24	25	21	23
2年生	24	20	20	21	17
3年生	22	21	17	17	18
4年生	17	17	16	13	14
5年生	5	6	6	6	5
6年生	1	1	1	1	1
B 確保の内容(人)	70	70	70	70	70
B-A(人)	▲23	▲19	▲15	▲9	▲8

⑥兵庫小学校区（兵庫児童館）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	118	110	107	104	98
1年生	34	24	31	27	23
2年生	36	40	27	36	31
3年生	24	26	29	20	26
4年生	16	11	12	13	9
5年生	5	7	5	6	6
6年生	3	2	3	2	3
B 確保の内容(人)	100	100	100	100	100
B-A(人)	▲18	▲10	▲7	▲4	2

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設*など宿泊を伴う預かりを行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	3	3	3	3	3
B 確保の内容(人)	7	7	7	7	7
B-A(人)	4	4	4	4	4

※年間利用人数

【確保の内容】

これまでの利用実績は年間0~3人となっており、ニーズ調査に基づく量の見込みも3人としています。

現在、乳児院1か所(名古屋市)、児童養護施設2か所(日進市、長久手市)と委託契約をし、必要に応じて対応できる体制を確保しています。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	365	366	387	397	407
B 確保の内容 (施設の箇所数)	3	3	4	4	4

※月平均利用人数

【確保の内容】

現在、町内3か所の子育て支援センター*で実施しています。乳幼児とその保護者にとって身近な場所での交流、相談等を促すため、増設を予定しています。

また、今後、地域子育て相談機関としてさらなる活用を予定しています。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

①幼稚園における一時預かり

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在籍園児を対象とした事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	108	106	98	94	96
1号認定による利用	73	72	67	64	65
2号認定による利用	35	34	31	30	31
B 確保の内容(人)	108	106	98	94	96
B-A(人)	0	0	0	0	0

※年間利用人数

【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

②その他の一時預かり

保育園などでの一時保育やファミリー・サポート事業などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	1,368	1,371	1,353	1,351	1,384
B 確保の内容(人)	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
B-A(人)	762	759	777	779	746

※年間利用人数

【確保の内容】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設で十分な提供体制が確保されています。

(6) 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあるこどもについて、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に保育する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	149	147	146	144	142
B 確保の内容(人)	200	200	200	200	200
B-A(人)	51	53	54	56	58

※年間利用人数

【確保の内容】

日進市内の施設を利用しており、十分な提供体制が確保されています。

(7) ファミリー・サポート事業

乳幼児や小学生などのこどもを子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなど援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する援助会員との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	256	252	249	245	233
B 確保の内容(人)	600	600	600	600	600
B-A(人)	344	348	351	355	367

※年間利用人数(就学児のみ)

【確保の内容】

提供体制は確保されていますが、援助会員数の不足が生じないよう、援助会員を確保し、提供体制を充実します。

(8) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設※や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
B 確保の内容(か所)	2	2	2	2	2
基本型(か所)	1	1	1	1	1
こども家庭センター※型(か所)	1	1	1	1	1

【確保の内容】

こども健康課を相談の窓口として、各種情報提供や相談・助言などを行っていることから、十分な提供体制が確保されています。

(9) 地域子育て相談機関 (利用者支援事業基本Ⅲ型)

こども又はその保護者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にある場所で、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。子育て家庭との接点を増やすことにより、子育て家庭の不安を解消する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(か所)	-	3	10	10	10
B 確保の内容(か所)	-	3	10	10	10

【確保の内容】

地域子育て相談機関は、原則、中学校区に1か所を目安に設定することが望ましいとされています。既存の子育て支援センター※及び児童館※を段階的に活用します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設※や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)		293	301	311	325	338
B 確保の内容	実施体制	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人
	実施機関	直営	直営	直営	直営	直営

※年間訪問人数

【確保の内容】

全戸訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持しながら実施します。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)			14	14	13	13	13
B 確保の内容	専門的 相談支援	実施体制	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人
		実施機関	直営	直営	直営	直営	直営

※年間訪問人数

【確保の内容】

養育支援が必要な全ての家庭への訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持しながら実施します。

(12) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	293	301	311	325	338
健診回数	3,619	3,724	3,843	4,016	4,178
B 確保の内容	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施機関	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一	県内統一	県内統一	県内統一
	実施時期	随時	随時	随時	随時

※年間受診人数

※健診回数は、年間延べ回数

【確保の内容】

対象となる妊婦全員の受診を基本とするため、県医師会と協力し、現在の提供体制を維持しながら実施します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、新制度未移行幼稚園等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用の全部又は一部を助成する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	26	26	26	26	25
B 確保の内容(人)	26	26	26	26	25
B-A(人)	0	0	0	0	0

※年間給付人数

【確保の内容】

低所得者世帯や第3子以降のこどものいる世帯の負担軽減を図るため、事業を実施します。

(14) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設[※]等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	2	2	2	2	2
B 確保の内容(人) ※地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	2	2	2	2	2

【確保の内容】

今後待機児童が発生する可能性があることから、教育・保育施設の提供体制の更なる充実を図るため、事業を実施します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー※等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	10	10	10	10	10
B 確保の内容(人)	10	10	10	10	10
B-A(人)	0	0	0	0	0

※年間利用者数

【確保の内容】

相談事業と連携し、家事・子育て等に対して抱える不安や負担に関する相談を受けた、対象となる全ての世帯を訪問し事業を実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	-	3	3	3	3
B 確保の内容(人)	-	3	3	3	3
B-A(人)	0	0	0	0	0

【確保の内容】

本町に該当する施設はありませんが、今後、近隣市町の施設や民間団体と連携し、事業の実施を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	5	5	5	5	5
B 確保の内容(人)	5	5	5	5	5
B-A(人)	0	0	0	0	0

【確保の内容】

相談事業と連携し、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童等、全ての対象者に事業を実施します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(件)	896	923	961	1,001	1,038
B 確保の内容(件)	896	923	961	1,001	1,038
B-A(件)	0	0	0	0	0

【確保の内容】

少なくとも妊娠中に2回、出産後に1回を基本として、全ての対象者に事業を実施します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満のこども（保育園に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

なお、令和8年度以後は乳児等のための支援給付に位置づけられます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	-	26	23	21	18
B 確保の内容(人)	-	26	23	21	18
B-A(人)	-	0	0	0	0

※必要定員数

【確保の内容】

利用者1人当たりの受入時間について、月10時間として、既存の教育保育施設等を活用します。また、民間事業者と連携し、事業を実施します。

【教育・保育等を一体的に提供する体制】

乳児等通園支援事業者と教育・保育施設と連携し、両者との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。

(20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 量の見込み(人)	94	125	156	187	213
B 確保の内容(人)	94	125	156	187	213
B-A(人)	0	0	0	0	0

【確保の内容】

利用を必要とする対象者に事業を実施します。